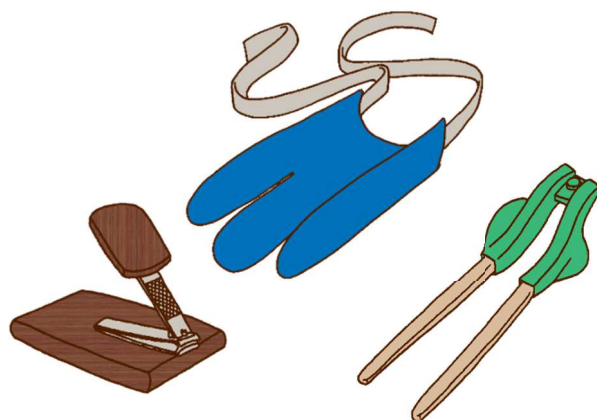


生活行為工夫情報事業

投稿及び活用の手引き

(ver.3.0)



イラスト：OT ナガミネのリハビリイラスト集

2021 年 8 月

(一社) 日本作業療法士協会
生活環境支援推進室

目 次

1. 事業のねらい	1
2. 生活行為工夫情報とは	2
3. 手引きの位置づけと使い方	3
4. 投稿及び活用時のマナー ～必ずご確認ください～	4
(1) 福祉用具相談システム利用規約の概要	4
(2) 福祉用具相談システム投稿規定の概要	5
5. ユーザー登録の方法	6
6. 事例の投稿について	9
(1) 事例公開の流れ	9
(2) 事例の投稿手順	10
(3) 事例の記入方法	15
① 事例記入フォーム	15
② 記入項目の解説	17
《Q 1 生活行為の課題に関して》	17
《Q 2 疾患及び心身機能・身体構造に関して》	17
《Q 3 工夫情報に用いた用具に関して》	18
《Q 4 工夫したポイント》	20
《Q 5 利用上の留意点》	21
《Q 6 利用者や家族・支援者の声》	22
《Q 7 表題と事例概要》	22
7. 事例の活用について	24
(1) 閲覧方法	24
(2) 個人での活用について	27
8. 法的責任について	28
(1) 職業倫理体制	28
(2) 生活行為工夫の発案や実践を行う際に知っておきたい法的責任	28
9. 問い合わせ窓口	32
10. 規約類	34
(1) 法人著作物に関する規定	34
(2) 福祉用具相談システム利用規約	34
(3) 福祉用具相談システム投稿規定	34

1. 事業のねらい

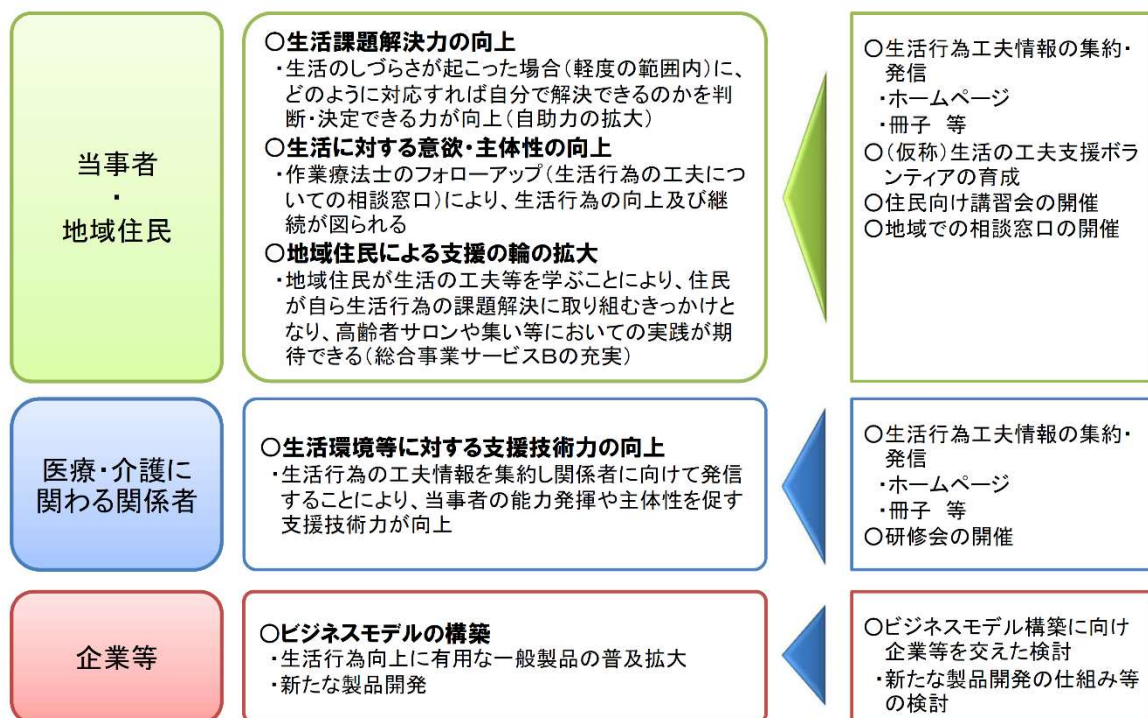
作業療法士（以下「OT」という。）の役割は、高齢者をはじめ障害者や子どもなど、すべての住民が本来持っている能力を最大限発揮し、生きがいや役割をもって自分らしい生活が送れるよう支援することにあります。ICFの視点を踏まえたアプローチ不足や、急増傾向にある経験の若いOTに対する人材育成（卒後教育など）不足といった課題により、支援技術の質の低下が懸念されています。

また、国においては、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を掲げており、これまでの当事者と専門職間の個別サービスの関係から、さらにその個人を取り巻く関係者間のネットワークや地域づくりに専門職が関与していくことが期待されています。さらに国策として介護現場への介護ロボットの導入促進が取り組まれており、OTの得意とする現場ニーズを開発へ活かすことが期待されています。

このため、日本作業療法士協会（以下「協会」という。）としては、当事者の生活や地域の取り組み、用具等の開発に積極的に関わっていけるOTの育成を支援するため、「生活行為工夫情報事業」を実施し、その成果や事業の在り方等について検討を行なっています。

本事業は、高齢者や障害者をはじめ生活行為に不自由さを感じているすべての住民が、自ら有する能力を発揮し自分らしい生活を継続することができるよう、当事者や関係者に対して生活行為の課題解決に向けた工夫情報（以下「生活行為工夫情報」という。）を提供するとともに、身近な地域でOTによる相談が受けられる体制づくりを実施するための基盤づくりを行うことを目的としています。

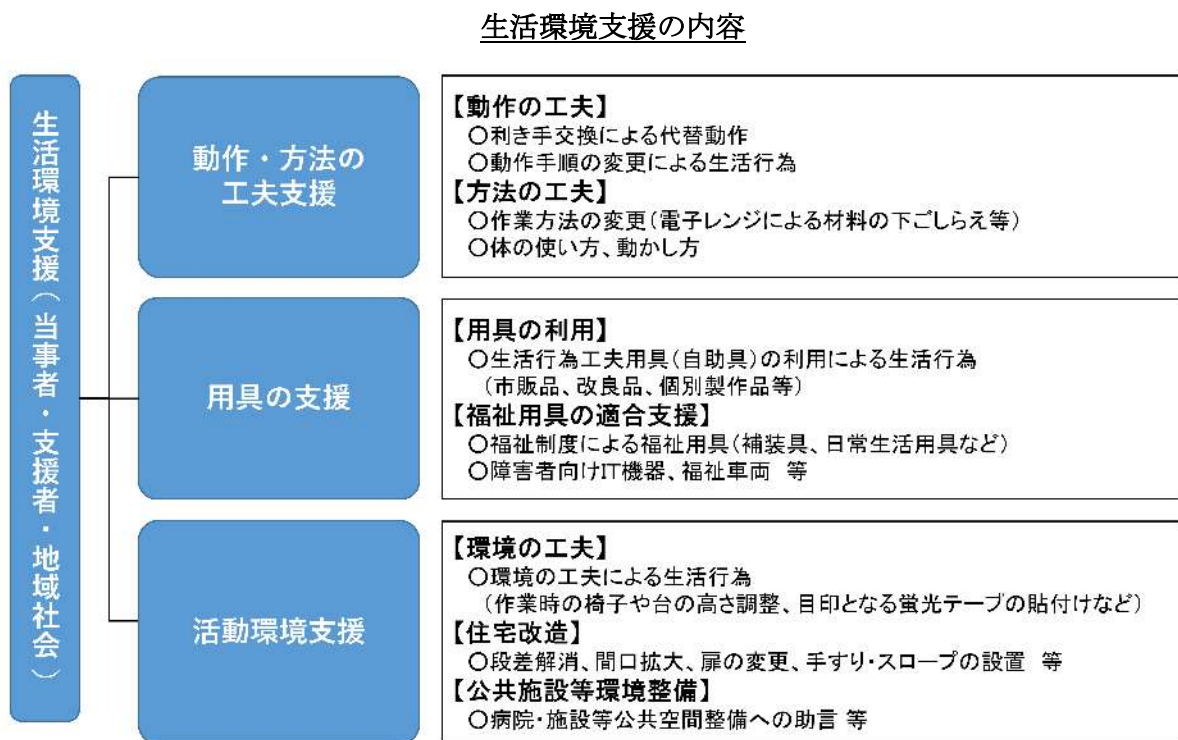
事業実施における効果



2. 生活行為工夫情報とは

OT は心身機能の評価と機能訓練指導に基づき、高齢者や障害者等が日常の生活行為を行いやすい環境を整えるための支援を行っています。支援の内容としては、「心身機能のトレーニングにより当事者の能力を向上させる」「生活行為の動作・方法を工夫する」「用具の調整・整備を行う」「住環境の調整・整備を行う」という4つの方向性が挙げられます。

このうち、心身機能のトレーニングを除いた3つの支援を総称して「生活環境支援」と呼称することとしました。



「生活環境支援」はそれぞれの OT の技術ですが、それを文章やイラスト、画像などを用いて表現し、OT をはじめ医療・介護などの関係者が理解できるように取りまとめたものを「生活行為工夫情報」としています。

3. 手引きの位置づけと使い方

「生活環境支援」についての協会の取り組みの一つに、本事業による生活行為工夫情報の収集・活用があります。

これは生活行為の改善に役立つ身近な用具の利用法や動作方法の工夫など、生活行為に関する工夫情報を収集し、OTをはじめ、医療・介護などの関係者が当事者や地域、用具等の開発に関わる際にその情報を活用できる仕組みの構築を行うものです。

本手引きでは、生活行為工夫情報の収集・活用の仕組みの構築に参画するOTの皆さんを対象に、生活行為工夫情報の投稿・活用を行っていただく際の手順や留意点を解説します。

皆さんの知りたいことに応じて、該当する箇所をご覧ください。

なお、皆さんが生活行為工夫情報の投稿・活用を行う際は、本手引きのほか、「福祉用具相談支援システム利用規約」、「福祉用具相談支援システム投稿規定」も併せて確認してください。

4. 投稿及び活用時のマナー ～必ずご確認ください～

生活行為工夫情報の収集・活用は、協会が運営する「福祉用具相談支援システム」上で行っています。福祉用具相談支援システムを利用する方は、「福祉用具相談システム利用規約」に同意して頂いた上で、アカウントを作成する必要があります。

また、本システム上で、生活行為工夫情報をはじめとした投稿を行う際は、「福祉用具相談システム投稿規定」に同意して頂く必要があります。

（１）福祉用具相談システム利用規約の概要

福祉用具相談システム利用規約には、セキュリティを確保するためのユーザー登録方法や、登録情報の取扱（著作権や所有、管理、利用）、利用時の禁止事項、システムを運営する当協会の免責事項などが記載されています。

特にご留意いただきたいのは以下の点です。

登録情報の著作権（第11条）

登録ユーザーは、自らが投稿した情報について、その全ての著作財産権（著作権法第21条～第28条に定める諸権利）を当協会に譲渡するとともに、著作者人格権（著作権法第18条～第20条に定める諸権利）を行使しないものとします。

⇒皆さんが投稿した情報は、本事業の趣旨に照らして、当協会が作成する資料やパンフレットなどに掲載される可能性があります。これは当協会の他事業でも同様で、「法人著作権に関する規定」に明記されています。

登録ユーザーによる登録情報の利用（第14条）

登録ユーザーが、当システムが公開している情報を、当協会の倫理綱領、作業療法士の職業倫理指針に照らし合わせ、予見可能性に留意した上で使用することについては、これを許可するものとします。ただし、登録ユーザー（閲覧者）が当システムに公開されている情報を基に第三者に提供したことによる事故等による傷病や紛争については、提供した登録ユーザーの責任において解決するものとし、当協会及び当システム、その他の利用者は一切の責任を負わないものとします。

⇒他のユーザーが投稿した情報を利用する際は、当協会の倫理綱領、作業療法士の職業倫理指針に照らし合わせ、予見可能性に留意した上で自らの責任においてご使用ください。

禁止事項（第15条）

(2)第三者の氏名、住所、メールアドレス、電話番号、個人が特定される画像等の個人情報および承諾を得ていない個人のプライバシーに関する事項を記載すること

⇒当事者や支援者などの個人情報や個人のプライバシーの取り扱いには、十分に留意してください。

（２）福祉用具相談システム投稿規定の概要

福祉用具相談システム投稿規定には、投稿にあたって遵守すべき事項（個人情報の扱いや予見義務の遂行など）、システムを運営する当協会の免責事項などが記載されています。

福祉用具相談システム利用規約で指摘した留意点を除いて、特にご留意いただきたいのは以下の点です。

予見義務の遂行

4 利用過程・作製過程等においてその取扱いや安全面に伴い予見される事項（怪我や事故につながる恐れ）については、投稿フォームの「利用上の留意点」及び「備考」に必ず記入をお願いします。

⇒OTとして、利用者の状態等によって取扱いや安全面に伴い予見される事項は、他の登録ユーザーが閲覧時に確認できるよう、必ず記入してください。

加筆修正等の依頼

9 投稿いただいた工夫情報は、その情報の正確性を期すため、システム運営事務局より、内容についての加筆修正等を依頼することがあります。また、内容によっては、工夫情報の登録を拒否あるいは削除する場合があります。

⇒他の登録ユーザーが閲覧するという点から、投稿いただいた工夫情報に関してシステム運営事務局より不明点などの確認や加筆修正等を依頼する場合がありますので、ご対応をお願いします。

5. ユーザー登録の方法

福祉用具相談支援システムの利用にあたっては、セキュリティ確保のために、アカウントの作成が必要です。アカウントを作成できるのは日本作業療法士協会の正会員です。

福祉用具相談支援システムを利用されたことのない方は、「5. ユーザー登録の方法」に従ってご登録下さい。すでにアカウントをお持ちの方は、「6. 事例の登録について」にお進みください。

- 1) インターネットにて、「福祉用具相談支援システム」と検索するか、以下の HP アドレスを入力してください。(スマートフォンにも対応しています)

福祉用具相談支援システム HP : <https://www.jaot.info/>

- 2) 「初めてのご利用の方はコチラ（新規利用登録）」 ボタンをクリックしてください。

福祉用具相談支援システム

日本作業療法士協会会員の福祉用具選定および適応技術の向上を目的に作成されています。

[ホーム](#)[はじめに](#)[利用規約](#)[投稿規定](#)[相談Q & A](#)[相談サンプル](#)[問い合わせ](#)



福祉用具に関する悩み・相談を各県士会の相談アドバイザーが解決のお手伝いをいたします！

OT協会番号

登録時メールアドレス

☐ パスワードを表示

ログイン

初めてのご利用の方はコチラ
(新規利用登録)

クリック



福祉用具相談支援システム Q & A

システムの利用にあたり、質問をいただいた内容をまとめております。ちょっとした疑問で利用をひかえていた方は一度ご覧ください。



相談掲示板サンプル事例

システムのメインコンテンツである相談掲示板のサンプル事例です。相談過程の一部を掲載しておりますので、ご利用のイメージとして一度ご覧ください。

-- 携帯電話のメールアドレスにてご利用の方へ --

各携帯会社の迷惑メール対策・指定受信を設定されている場合は、当システムからのお知らせメールが届きません。各携帯キャリアのドメイン設定より、jaot.infoを受信許可に変更してご利用ください。

3) 初回ログイン ID とパスワードを入力します。

以下のログイン ID とパスワードを入力し登録画面に進みます。登録完了後は個別のログイン ID&パスワードになります。

ログイン ID : yokaot パスワード : otot

The screenshot shows the '新規利用登録' (New User Registration) page. At the top, there is a breadcrumb 'トップ > 新規利用登録'. Below the title, there is explanatory text about the system's eligibility. A callout box says '本システムに参加している都道府県を確認したい場合はこちら' (Click here if you want to check the prefecture participating in this system). The registration form has two input fields: '登録用ID' (Registration ID) and 'パスワード' (Password). A checkbox 'パスワードを表示' (Show password) is next to the password field. A blue arrow labeled '①入力' (1 Input) points to the ID field, and another blue arrow labeled '②クリック' (2 Click) points to the '登録申請画面へ' (To registration application screen) button.

※本システムは、（一社）日本作業療法士協会の会員で、協会員が所属する都道府県作業療法士会が本システムに参加している場合に限り利用することができます。

4) 利用規約に同意して申請をクリックします。

The screenshot shows the '利用者登録 利用規約' (User Registration / Terms of Use) page. It starts with the text '利用規約に同意の上、福祉用具相談支援システムの利用者登録をお願いいたします。' (We request user registration for the welfare equipment consultation support system upon your agreement to the terms of use). Below is a scrollable area containing the terms of use, with sections for '第1条（福祉用具相談支援システム 登録ユーザー）' (Article 1: Welfare equipment consultation support system registration user), '第2条（本規約）' (Article 2: Terms of Use), and '第3条（本規約変更）' (Article 3: Change of Terms of Use). At the bottom, there is a question '利用規約に同意しますか？' (Do you agree to the terms of use?). There are two radio buttons: 'はい' (Yes) which is selected, and 'いいえ' (No). A red arrow labeled '①同意にチェック' (1 Check agreement) points to the 'はい' button. Another red arrow labeled '②クリック' (2 Click) points to the '申請' (Apply) button.

5) 利用者登録画面に入力します（すべて必須項目）。

入力後、「確認画面へ進む」をクリックします。

6) 本登録案内メールが届きます

利用者登録を完了した後、登録したメールアドレスに本登録案内のメールが届きます。

メールに記載されているアドレスから、確認用 HP にアクセスすることで、本登録が完了しますので、必ず実行してください。（仮登録の状態では、福祉用具相談支援システムへのログインができません）

※仮登録メールが届かない場合は、お手数ですが事務局へ問い合わせを行ってください。

問い合わせ先は、「8. 問い合わせ窓口」に記載しています。

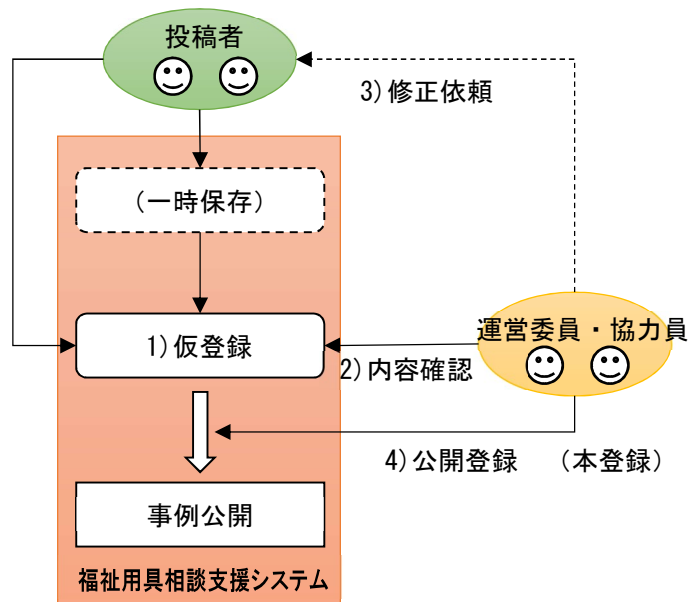
福祉用具相談支援システムの

ログイン ID は、「OT 協会会員番号」です。

パスワードは、「メールアドレス」です。

6. 事例の投稿について

(1) 事例公開の流れ



1) 仮登録

ご自身の事例について、投稿フォームに沿って情報を入力しましょう。詳細は、次頁の「(2) 事例の投稿手順」をご確認ください。

もし、記載途中に保存したい場合は「一時保存」機能をご利用ください。

情報の入力が完了しましたら、「仮登録」ボタンをクリックして投稿が完了となります。

仮登録が行われた後、登録されたメールアドレスに仮登録完了のメールが届きます。

※「仮登録」の段階では、事例はシステム上で公開されていません。

2) 内容確認

「仮登録」が行われた後、士会の運営委員・協力員（日本作業療法士協会委嘱者等）が記載内容の確認を行います。

3) 修正依頼

記載内容について不足等がある場合、士会の運営委員・協力員（以下「担当者」と言う。）から投稿者に対して修正・加筆の依頼がありますのでご対応ください。

4) 公開登録（本登録）

「2 内容確認」及び「3 修正依頼」を経て事例の記載内容の確認が終了した後、担当者が事例の公開登録を行います。この手続きが完了した時点で、事例情報がシステム上で公開されます。
本登録が行われた後、登録されたメールアドレスに本登録完了のメールが届きます。

(2) 事例の投稿手順

- 1) 福祉用具相談支援システム HP にログインし、トップページから「生活行為工夫情報」のタブをクリックします。



- 2) 初めて投稿する方は、サンプルページに掲載している「参考事例」をご覧ください。



3) 「新規登録」をクリック

生活行為工夫情報一覧

- 過去に投稿された生活行為の工夫情報を閲覧することができます。
- 「登録ID」もしくは「表題」をクリックすると該当記事の詳細ページに移行します。
- 絞り込みを行う場合は、「絞り込み検索」ボタンをクリックし、表示される任意の項目をチェックして絞り込みを行ってください。
- 投稿者自身が登録した情報のみ編集・削除することができます。

該当記事をクリックし、詳細画面の「編集」「削除」ボタンより操作を行ってください。

新規登録 投稿規定 サンプルページ Q&A 生活行為工夫情報の問い合わせ

事例登録マニュアルの

絞り込み検索

クリック

☒ テキスト一覧 ☐ 画像一覧 ☐ サマリー ☐ お気に入り

登録件数: 16件

ID	表題	登録日	士会	カウント	☆
----	----	-----	----	------	---

4) これから、Q 1 から Q 7 の項目に沿って情報を入力していきます。「登録をはじめる」をクリックすると、入力フォームに移動します。

※記述項目には、記入例を掲示していますので、参考にしてください。

事例登録完了までの流れ

生活行為工夫情報の登録にご協力いただきありがとうございます。これから登録いただく情報に関していくつか質問いたしますので、入力をお願いいたします

Q1. 生活行為の課題に関して

Q2. 疾患及び心身機能・身体構造に関して

Q3. 工夫情報に用いた用具に関して

Q4. 工夫したポイント

Q5. 利用上の留意点

Q6. 利用者や家族・支援者の声

Q7. 表題と事例概要

登録完了

登録をはじめる

クリック

入力後にページ下にある「次へ」のボタンをクリックすると、次の入力フォームに移動します。また、入力を途中で中断する場合は、各入力フォームの終わりにある「一時保存」ボタンをクリックしてください。(修正は何度でも行えます)

ページの上部にあるタグをクリックすると、各入力フォームに移動します。「check」タグは、各入力フォームで記入した内容を一覧で確認することができます。

5) 全て入力を完了した後、入力内容を確認するページが表示されます。内容及び投稿規定を確認した上で、「はい」にチェックして、「仮登録」をクリックしてください。

※「一時保存」では事例が正式に登録されていない状態です。事例の記入を完了した後は、必ず「仮登録」を行ってください。

6) 「仮登録」を行った後、「登録完了メール」が所定のメール（ユーザー登録時に記載したメールアドレス）に送付されます。

数時間経ってもメールが届かない場合は、登録が正常に行われていない可能性がありますので、システム担当者にお問い合わせください。

登録された事例については、「生活の工夫事例一覧」ページにおいて確認することができます。

7) 全ての事例の登録を終えたら、メニューバーにある「アンケート」より、「生活行為工夫情報アンケート」への記入をお願い致します。

トップページにあるアンケートアイコンをクリックして、メニューの中から「生活行為工夫情報アンケート」を選択し、アンケート記入を行っても良いです。

※アンケートメニューにある「相談終了後アンケート」は利用しないでください。

〔メニューバーからアンケートを行う場合〕

〔トップページのアンケートアイコンからアンケートを行う場合〕

福祉用具相談支援システム

〇〇県作業療法士会 : 〇〇〇〇

ホーム

掲示板 ▾

情報・資料 ▾

お知らせ ▾

アンケート ▾

ログアウト



初回相談

福祉用具のことで困りごとはありませんか？初回相談からご相談ください



相談掲示板

投稿された相談は、相談掲示板でアドバイザーが親切・丁寧に対応いたします！



相談サマリー

皆様から寄せられた相談の一部を紹介しています。詳細はお問い合わせください



モデル事業

OTの知恵を大募集中です！ご協力をお願いいたします。



アンケート

アンケートへご協力ください。

ホーム

掲示板 ▾

情報・資料 ▾

お知らせ ▾

アンケート ▾

ログアウト

トップページ > アンケート

アンケート

相談終了後アンケート



こちらは利用しない

相談掲示板を利用し、相談アドバイザーに相談を受けた方はこちらのアンケートにご協力ください。
このアンケートは利用者のシステム利用に関する意見や要望を収集し、福祉用具相談支援システムの内容の整備および相談対応の向上を図ることを目的としています。

生活行為工夫情報アンケート



クリック

生活行為工夫情報を登録いただいた方へのアンケートです。
生活行為工夫情報収集について、事例内容や収集方法のあり方について効果等を検証し、今後の事業計画の基礎資料といたしますので、ご協力をお願いいたします。

14

(3) 事例の記入方法

① 事例記入フォーム

事例については、前述の通り Q 1 から Q 7 の項目に沿って情報を入力していきますが、最終的には下記の表形式で整理されます。

また、仮登録を行った後に事例を確認する場合や修正する場合は、このような表形式で確認・修正することとなります。

★←必須入力項目

表題★（内容が分かるように簡潔明瞭に）		〇〇で困っている〇〇の方に〇〇を用いた（工夫した）事例	
事例概要★		以下の流れで概要を記入する。 【疾患・障害状況】 〇〇の状態の人が、 【動作・活動・参加の制限】 〇〇のことで困っているので、 【動作の方法や用具を用いた工夫】 〇〇を〇〇のように用いる（する）ことを提案し、 【達成度】 当事者が実践したところ、その動作ができるように（やりやすく）なった。	
疾患★			
心身機能・構造の特徴			
疾患・障害の種別 ※1（番号より選択）★			
活動の種類 ※2（番号より選択）★			
活動・参加の制限の特徴			
用具の種類 ※3（番号より選択）★			
工夫したポイント★			
利用上の留意点 ★（注意点、デメリット等）			
用具の説明★		（どのような用具なのかの用具の説明や作り方、活用場面など）	
画 像	用具の外観★		タイトル
	つくり方		タイトル
	活用場面		タイトル
使用した製品	商品名（材料名）・メーカー名★		
	入手先		
	価格		
利用者の声★		用具の使用前と後の使い勝手、使用頻度、改善してほしい点等	
備 考			

※ 1 疾患・障害の種別

疾患等分類		
No.	大項目	小項目
1	骨関節系疾患	関節リウマチ
2		変形性関節症
3		脊椎・脊髄疾患
4		骨折、脱臼、靱帯損傷
5		切断
6		その他
7	中枢神経系疾患	脳血管障害
8		パーキンソン病
9		脳腫瘍
10		筋萎縮性側索硬化症
11		脊髄小脳変性症
12		脊髄損傷
13		高次脳機能障害
14		その他
15	神経筋系疾患	筋ジストロフィー
16		末梢神経損傷
17		その他
18	内部疾患（循環・呼吸・代謝）	虚血性心疾患
19		閉塞性肺疾患 COPD
20		糖尿病
21		腎機能障害
22		その他
23	感覚器疾患	視覚障害
24		聴覚障害
25		その他
26	運動発達系疾患	脳性まひ
27		重症心身障害
28		二分脊椎
29		その他
30	精神心理系疾患	統合失調症
31		知的障害
32		自閉スペクトラム症
33		発達性協調運動障害（DCD）
34		ADHD
35		てんかん
36		その他
37	高齢期疾患	認知症
38		廃用症候群
39		運動器不安定症
40		その他
41	その他の疾患	その他

※2 活動の種類

- ① ADL a 食事 b 排泄 c 入浴 d 整容 e 更衣 f コミュニケーション（コール含む）
g 就寝 h 起居 i 移動 j その他（具体的記述欄を含む）
- ② IADL a 買い物 b 料理 c 洗濯 d 掃除 e 金銭管理 f 服薬管理
g 自動車 h 電車・バスなどの公共交通機関 i その他（具体的記述欄を含む）
- ③ 就労
- ④ 教育
- ⑤ 余暇（レクリエーション・ゲーム・外出・旅行を含む）
- ⑥ 介助用（移乗・見守りなど）
- ⑦ その他（具体的記述欄を含む）

※3 用具の種別

- ① 市販品：身近な店（通販を含む）で購入できる一般製品
- ② 改良品：障害者等がより便利に使用できるよう一般製品を改良したもの
- ③ 個別製作品：障害特性に合わせて個別に製作したもの
- ④ 開発品：OTがアイデアを提供し製品化されたもの
- ⑤ その他：上記に含まれないもの

② 記入項目の解説

《Q1 生活行為の課題に関して》

Q1-(1). 生活行為（活動・参加）の種類

対象とした生活行為（活動・参加）の種類をチェックしてください。複数選択することもできます。「その他」にチェックを入れた場合は、その内容を記入してください。

Q1-(2). 生活行為（活動・参加）の困難部分

対象とした生活行為（活動・参加）の困りごとの内容（遂行方法や環境面）を記載ください。

記入例

- 手先が不器用で、上手く線を引くことができないため、勉強がしづらくなっている。
- 片麻痺のため、化粧水を付けようとしても片手では難しく、夫に手伝ってもらわなければならないことがつらかった。

《Q2 疾患及び心身機能・身体構造に関して》

Q2-(1). 対象者の主たる疾患名・障害名

対象者の主たる疾患名・障害名を記入してください。

複数の疾患・障害がある場合は、用具の使用目的がどの疾患を補完するために使用しているかを考慮して、主たるものを記入してください。

記入例

- 関節リウマチ
- デュシェンヌ型筋ジストロフィー
- 発達性協調運動症

Q2-(2). 疾患・障害の種類

対象者の疾患・障害の種類を選択してください。3つまで選択することができます。

Q2-(3). 心身機能・身体構造の特徴

生活行為の困難さに影響していた心身機能・身体構造の特徴を記入してください。

記入例

○両腕は動くが、遠くの位置まで伸ばすことが出来ない。手指の細やかな運動が行えない。
手で物を把持することが出来ない。

○高次脳機能障害により、記憶障害（物忘れ）が生じており、情報が多いと混乱しやすい。
服薬したかどうか、どれを飲めば良いのかが分かりづらい。

《Q3 工夫情報に用いた用具に関して》

Q3-(1). 用具の種類

今回の工夫で使用した用具について、該当する項目（市販品、改良品、個別製作品、開発品、その他）を選択してください。

市販品・・・身近な店（通販を含む）で購入できる一般製品を利用して、特に改良を加えることなく用いたもの。

改良品・・・市販品に改良を加え、当事者が活用できるように調整したもの。

個別製作品・・・当事者の障害特性に合わせて個別に製作したもの

開発品・・・OTがアイデアを提供し製品化されたもの

Q3-(2). 用具の画像

用具の画像をアップロードしてください。画像については、その用具がどのようなものなのか、またどのように作成し活用するのかなどを視覚的に判断できる重要な要素です。このため、「用具の外観」、「用具のつくり方」、「活用場面」に分けて、その用具の状況が分かるようにできるだけ登録してください。

画像登録後、説明欄が表示されるので、登録した画像が何を閉めているのかを記入してください。

画像の向きはアップロード後に画面上で変更することができます。

※ 登録する画像については、個人が特定されないように十分注意してください。

〔画像の登録の仕方〕

画像（用具の外観）

ファイルを選択 選択されていません

入力欄追加

「ファイルを選択」をクリックして、登録する画像を選択します。

画像（つくり方）

ファイルを選択 選択されていません

入力欄追加

画像（活用場面）

ファイルを選択 選択されていません

入力欄追加

画像（用具の外観）



ファイルを選択 111.png

入力欄追加

画像が登録された状態です。複数の画像を登録する場合は、「入力欄追加」をクリックして同じ作業を行います。

画像（用具の外観）



☐ 削除

画像削除：削除チェックボックスを選択。

ファイルを選択 選択されていません

入力欄追加

画像を登録後、ページ下の「一時保存」をクリックすると、画像説明欄が表示さるので、内容を記入してください。

画像を削除する場合は、「削除」にチェックを入れ、ページ下の「一時保存」をクリックすると削除できます。

Q3-(3). 用具に関して

- ・用具の作り方、設置の仕方など、その状況が分かるように記入してください。（どのような特徴のある市販品なのか、改良や個別製作品であれば製作過程を可能な限り詳しく教えてください）

記入例

- 画像のような市販品の歯ブラシを固定しておく商品は、本体を吸盤で洗面台にくっつけるため、固定力が強く、歯磨き粉が付けやすい。
- ダンボールを対象者の腹囲に合わせてカットし、三層でくっつける。その際に、段ボールの向きは互い違いにして強度をあげる。防水のために、レジューシートをスプレー糊で接着する。

- ・用具の使用や設置の方法について記入してください。

記入例

- トイレまでの動線に赤外線センサーライトをトイレまでの位置が分かるように複数設置する。実際に動いてもらい意図した時にライトが付くか確認する。
- 歩行器のフレームに、自転車用のカップホルダーを設置する。そのカップホルダーの中に、車用の蓋つき灰皿を入れる。その中に、ブドウ糖などの補糖する物を入れる。

Q3-(4). 用具の材料

使用した既製品や作製するにあたって、必要な材料について記入してください。価格に変動がある場合は、おおよその価格を記入してください。

使用した材料が複数ある場合は、「項目追加」のボタンをクリックし、その情報を記入してください。

《Q4 工夫したポイント》

工夫したポイントは、製作者の意図を知るための大切な内容です。当事者の障害状況等に対してどのような視点で、どのような工夫を行ったのかが伝わる必要があります。

Q4-(1). 工夫したポイント

対象者に応じた用具の選択、環境設定、使用方法やその指導などにおいて、工夫したポイントを記入してください。

記入例

- 皮膚が弱いため、柔らかい素材を用いた。
- 使用する主介護者の妻が高齢であるため、使用方法のパンフレットも提供した。

《Q 5 利用上の留意点》

利用上の留意点については、その用具の特性やリスクを知る上で重要な内容です。注意点やその用具が使用できる範囲、デメリット（耐久性や価格）等が伝わる必要があります。

Q5-(1). 用具の留意点

使用上の注意点、耐久性、衛生面といった留意点について記入してください。

記入例

- 材料がダンボールであるので、定期的に強度の確認が必要である。
- 食事に用いる物なので、洗っても問題のない素材を用いた。

Q5-(2). 用具の使用上の留意点

対象者が用具を使用することで、疲労しやすいことや使い方を誤ると危険性があるなど、留意点について記入してください。

記入例

- ネックピローでの頸部の保持は嚥下運動を阻害する可能性もあるため、巻き方に注意が必要である。
- 立位が安定していないと道具の操作時に転倒の危険性がある。

《Q 6 利用者や家族・支援者の声》

利用者や家族の声は、非常に重要な指標であり、その用具がどのように生活に活かされ、受け止められているのかを把握するための目安となります。

Q6-(1). 生活行為の困難さの声

支援を行う前に、対象者やその家族（支援者）が対象とした生活行為の困りごとについて、話していた声（内容）を記入してください。

記入例

- パソコンを操作したいけれど、手が動きづらいのでマウスの操作ができない。
- （介護者）ポータブルトイレに安定して座れないので、ずっとついていないといけない。

Q6-(2). 生活行為を工夫したことの声

用具を導入後、対象者や家族（支援者）の感想を記載ください。

記入例

- 手でマウスが操作できるから、パソコンがしやすくなり、取り組む時間が増えた。
- （介護者）ポータブルトイレに一人で座れるようになったので、楽になった。設置するのが少し難しい。

《Q 7 表題と事例概要》

Q7-(1). 表題

今回の生活行為工夫情報について、表題を記入してください。

表題を見ることで、事例のエッセンスが分かるような内容としてください。

記入例

- 化粧水を片手でつけることができずに困っている脳卒中の方へ、容器を変更し片手でも化粧水をつけることができるように工夫した
- 頸髄損傷により手指でナースコールのボタンを押せない方に、手の粗大なタッチで押せるナースコールのボタンを作成した

Q7-(2). 表題

今まで記入いただいた内容を踏まえて、以下の流れで今回の生活行為の概要を記入してください。

【疾患・障害状況】 ○○の状態の人が、

【動作・活動・参加の制限】 ○○のことで困っているので、

【動作の方法や用具を用いた工夫】 ○○を○○のように用いる（する）ことを提案し、

【達成度】 当事者が実践したところ、その動作ができるように（やりやすく）なった。

記入例

- 脳出血により左片麻痺となった女性から日々の習慣でもある化粧水をつける際に、「片手で蓋をあけることが難しい」「蓋の置き場所に困る」といった相談があった。そこで、化粧水のボトルをプッシュタイプのボトルにすることで蓋の開閉に困らず、蓋をしていない状態でボトルが倒れたとしても化粧水が漏れる心配もなくコットン等を使用せずに片手で化粧水をつけることができた。
- 四肢不全麻痺により手が動かない状態の人が、自分の好きなタイミングでラジオを操作できずに困っていた。そこで、動かしやすい頭部の動きを活用し、自作スイッチと BD アダプターでラジオの電源操作をおこなうように提案したところ、当事者が実践し、好きなタイミングでラジオの電源を入れたり、切ったりできるようになった。

Q7-(3). その他

その他、追記が必要な内容があれば記入してください。

また、今回の工夫するにあたって、参考にした資料や登録事例（ID）もあれば記入してください。

7. 事例の活用について

(1) 閲覧方法

生活行為工夫情報のトップページにおいて、他の方が登録した事例を見ることができます。各レコードの表題（あるいはID）の文字列をクリックすると、登録事例の詳細を確認できます。

ID	表題	登録日	士会	カウント	☆
1282	歩行時にふらつきが強く転倒が多い片麻痺の方...	2019-01-31 2...	北海道	45	☆
1270	左視床出血による右片麻痺の方が、トイレの時...	2019-01-30 1...	北海道	65	☆
1263	靴下を上げられずに困っている人工骨頭置換術...	2019-01-28 2...	北海道	19	☆
1239	ペットボトルの開閉に困っている頸髄急性硬膜...	2019-01-28 2...	北海道	3	☆
1231	手指の変形により、趣味である塗り絵が色鉛筆...	2019-01-28 1...	北海道	14	☆

事例の詳細画面では、「いいね」ボタンと「コメント」欄を設けています。

事例内容を閲覧した後、良いと思われるものについては、積極的に「いいね」ボタンを活用してください。また、「コメント」欄を活用し、良かった点や質問など、積極的に情報交換を行いましょう。

※「いいね」を行った後の取り消しはできません。

投稿した「コメント」の取り消しはできます。

福祉用具相談支援システム

〇〇県作業療法士会：〇〇〇〇

ホーム > 生活行為工夫情報一覧 > 生活行為工夫情報閲覧

歩行時にふらつきが強く転倒が多い片麻痺の方に、布団がベッドに入れた事例

☆ お気に入り

事例概要

「ボタン」をクリックすると、「いいね」がカウントされる

「コメント」ボタンをクリックすると、ページ下のコメント欄に移動する

いいね! 1 コメント 0

利用者の声

これで落ちないね。

工夫情報一覧へもどる

いいね!

1

コメント

0

コメントを記入

ここでコメントを記入することができる

コメントを記入後にボタンを押すことで内容が反映される

コメント

HOME

掲示板

情報・資料

お知らせ

モデル事業

問い合わせ

閲覧した事例を「お気に入り」に登録することで、簡単にいつでも見ることができる機能を設けています。

関心のある事例を「お気に入り」に登録し、利用者への支援に活用していきましょう。

福祉用具相談支援システム

〇〇県作業療法士会：〇〇〇〇

ホーム

掲示板

情報・資料

お知らせ

アンケート

ログアウト

ホーム > 生活行為工夫情報一覧 > 生活行為工夫情報閲覧

歩行時にふらつきが強く転倒が多い片麻痺の方に、布団がベッドから落ちないように安定させる用具を導入した事例

☆ お気に入り

クリック

いいね!

1

コメント

0

事例概要

脳出血の後遺症による左片麻痺の訪問リハビリ利用者が、ベッドから布団が落下し歩行動線が塞がれてしまうことがあった。布団を避けて歩くことが困難なため転倒が予測される。そこで、安全ピンを組み紐に結んだものと、布団干し用洗濯ばさみを組み合わせた用具を使用することを提案したところ、布団が落下することなく就寝することができ、転倒を予防できた。

福祉用具相談支援システム

〇〇県作業療法士会：〇〇〇〇

ホーム

掲示板

情報・資料

お知らせ

アンケート

ログアウト

ホーム > 生活行為工夫情報一覧 > 生活行為工夫情報閲覧

歩行時にふらつきが強く転倒が多い片麻痺の方に、布団がベッドから落ちないように安定させる用具を導入した事例

★ お気に入り

お気に入りに登録されると、星マークが黄色に変わる

いいね!

1

コメント

0

事例概要

脳出血の後遺症による左片麻痺の訪問リハビリ利用者が、ベッドから布団が落下し歩行動線が塞がれてしまうことがあった。布団を避けて歩くことが困難なため転倒が予測される。そこで、安全ピンを組み紐に結んだものと、布団干し用洗濯ばさみを組み合わせた用具を使用することを提案したところ、布団が落下することなく就寝することができ、転倒を予防できた。

25

事例の一覧画面では、「お気に入り」に登録された事例は黄色の星マークで表示されます。

また、絞り込み検索ボタンの下にある「お気に入り」をクリックすると、登録された事例を一覧で見ることができます。

ここをクリックすると、お気に入りに登録された事例を一覧で見ることができる

黄色の星マークはお気に入りに登録された事例

ID	表題	登録日	士会	カウント	★
1282	歩行時にふらつきが強く転倒が多い片麻痺の方…	2019-01-31 2…	北海道	46	☆
1270	左視床出血による右片麻痺の方が、トイレの時…	2019-01-30 2…	北海道	66	☆
1263	靴下を上げられずに困っている人工骨頭置換術…	2019-01-30 1…	北海道	20	★
1239	ペットボトルの開閉に困っている頸髄急性硬膜…	2019-01-28 2…	北海道	4	★
1231	手指の変形により、趣味である塗り絵が色鉛筆…	2019-01-28 1…	北海道	14	☆
1225	タブレットPCのホームボタンが押しづらくて困…	2019-01-27 1…	北海道	10	☆
1224	靴ひもを結ぶのが苦手な方に伸びる靴ひもを用…	2019-01-27 0…	北海道	11	☆
1199	手芸がしたいと困っている左側上肢の弛緩性片…	2019-01-22 1…	北海道	2	☆

お気に入りに登録された事例一覧画面です。

通常は「テキスト一覧」画面ですが、お気に入り一覧画面以外に、「画像」や「サマリー」を一覧で見える機能も設けています。

また、絞り込み検索では、活動の種別や用具の種別を指定しての検索や、フリーワードでの検索など、ニーズに合わせて詳細な検索を行うことができます。

生活行為工夫情報一覧

- 過去に投稿された生活行為の工夫情報を閲覧することができます。
- 「登録ID」もしくは「表題」をクリックすると該当記事の詳細ページに移行します。
- 絞り込みを行う場合は、「絞り込み検索」ボタンをクリックし、表示される任意の項目をチェックして絞り込みを行ってください。
- 投稿者自身が登録した情報のみ編集・削除することができます。

該当記事をクリックし、詳細画面の「編集」「削除」ボタンより操作を行ってください。

絞り込み検索

登録件数: 2件

ID	表題	登録日	士会	カウント	★
1270	左視床出血による右片麻痺の方が、トイレの時…	2019-01-30 2…	北海道	67	★
1263	靴下を上げられずに困っている人工骨頭置換術…	2019-01-30 1…	北海道	21	★

（２）個人での活用について

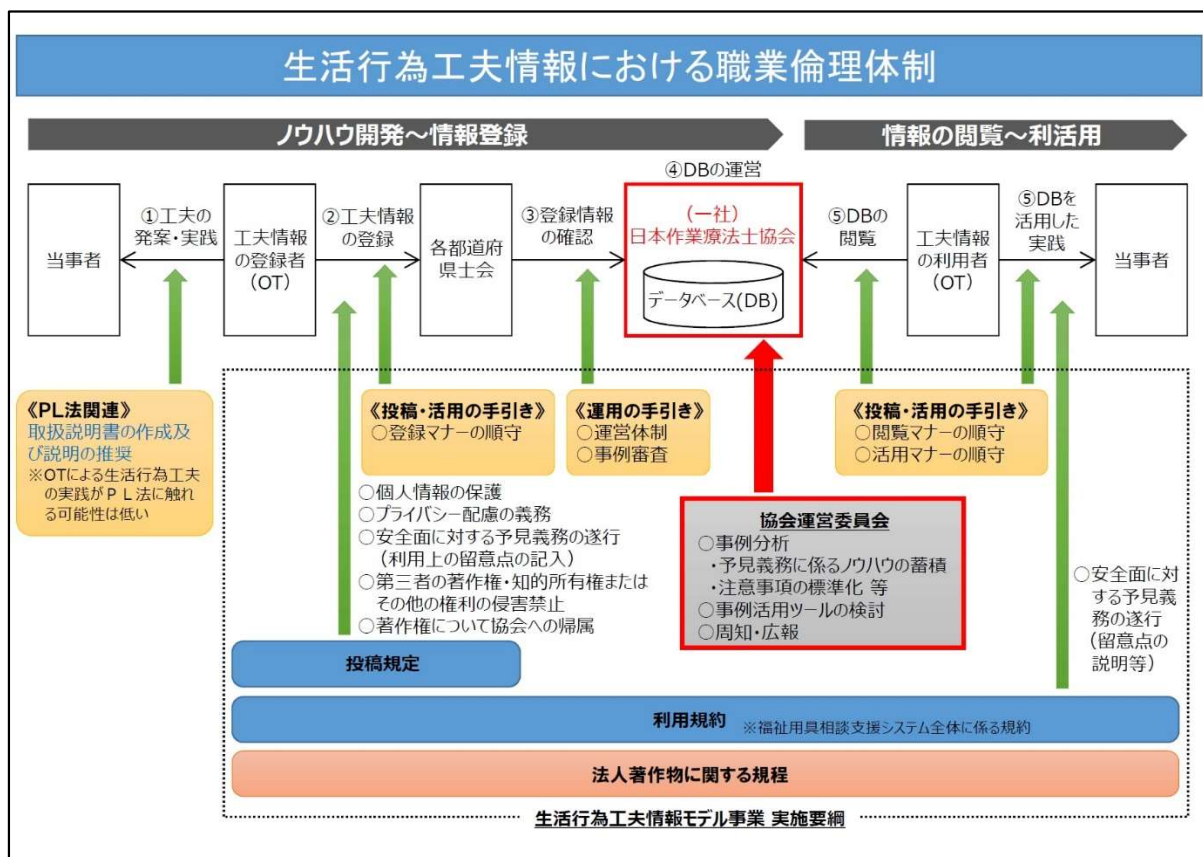
公開事例については、利用規約に基づいて利用者への支援の参考として活用することができます。

ただし、個人的に研修会や講演会において事例を用いた発表等（本人が投稿した事例は除きます）を行う場合は、県士会の担当者へ相談の上、承認を得ることとします。

8. 法的責任について

(1) 職業倫理体制

皆さまから登録いただいた生活行為工夫情報が安全に適切に活用されるために、倫理体制を整備しています。



(2) 生活行為工夫の発案や実践を行う際に知っておきたい法的責任

OT が生活行為工夫を発案したり実践する場合においては、その法的な責任について考える必要がありますが、判断基準や対応方法について整理されたものがなく、技術を実践する上での障害となっています。

そのため、本事業において専門家の見解を整理し取りまとめましたので、業務において参考にしていただければ幸いです。

作成にあたっては、弁護士や損害保険会社など、専門家へのヒアリングを行い、様々な知見から整理をしています。

製造物責任法（PL法）の概要

PL法（製造物責任法）とは、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合の製造業者などの損害賠償の責任について定めたもの。

この場合の製造業者とは当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者、当該製造物に氏名などの表示をした者を指しており、製造業者は自らが製造・加工・輸入又は氏名などの表示を行った製造物について、当該製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときには、賠償責任を負うことになっている。

〔PL法の争点〕

PL法の責任判断においては、「欠陥」の有無が問題であり、当該製造物が通常有すべき安全性を保持しているかどうかが争点。

<製造物の欠陥>

- 設計の欠陥
安全性に対する配慮を欠いたなど、設計に問題がある場合
- 製造の欠陥
製造上において欠陥がある場合
- 表示や情報提供の欠陥
危険性についての適切な情報を表示していない、あるいは取扱説明書の記載に不備があるなどの欠陥がある場合

生活行為工夫の発案・実践についての二通りの解釈

〔個別製作品・改良品〕

〔解釈 1〕

PL法は「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者、当該製造物に氏名等の表示をした者」を対象とするものであることから、OTは業務の一環として個別の患者に対して用具の製作・改造を行っており、製品の製造・改造（加工）を業としている訳ではないため、当該法には該当しないとするもの。

〔解釈 2〕

「製造業者」に明確な定義はなく、個別の製品の製作者や製品に新たな付加価値を付与した者（改造者等）は全て製造業者に該当すると判断してするものである。

特に、製作した用具がOTの目の届かない場所で使用された場合や、別の患者が使用した場合に、患者が怪我をすると賠償責任が発生する可能性がある。

※OTと怪我をした患者の間で信頼関係が構築されていれば、法的紛争になる懸念は小さい。
万一、賠償責任が発生した場合は、「作業療法士総合保障保険制度」の支払い対象になる可能性がある。

改良品における他の争点

〔改良品〕

改造品の場合には、特に元の製品の取扱説明書との整合性が争点となる。

元の製品の取扱説明書に記載されている使用方法と全く異なる改造を加えた場合には、OTの責任が問われる可能性が高い。

また、改造した段階で元の製品の製造業者の責任は問えないとする見方もある。

※3D プリンターによる個別製作品の場合

3D プリンターを用いて個別に製作する場合は、製造業者に該当する可能性が高い。

国内外で製造販売経路も複数あり、責任の所在を判断するのは困難なことから慎重な対応が求められる。

これまでの論点からの整理

〔個別製作品・改良品における法的責任〕

- OTは業務の一環として用具の製作・改造を行っており、PL法における製造物責任を問われる可能性は低い。
- 仮に製作した用具を用いてケガが発生した場合、用具の性質から重篤なものはほとんどなく、患者との信頼関係が構築されていれば法的紛争になる懸念は小さい。
- 但し、元の製品の取扱説明書に記載されている使用方法と全く異なる改造を加えた場合には、OTの責任が問われる可能性があることに留意が必要。

〔職業倫理に照らした責任を問われる可能性〕

- 一般に医療事故と言われる民法上の不法行為責任があり、OTが予見義務を果たさなかった場合、つまり、このような工夫を設定したら、明らかに怪我が発生するという可能性を予見できたにも関わらず、それを回避する措置を行わなかった場合に不法行為となる可能性が高い。
- 現状では、OTが関わる事故は管理不足で患者が転倒する程度で、重篤なものはほとんどなく、医療機関に所属するOTの場合、事故発生時はまず医師が責任を問われることになる。そのため、OTの責任問題になる懸念は小さいと考えられる。

対応方法の例

利用者が道具の目的を理解し適切に利用していくためには、リスクに対する注意喚起を行い、説明責任を十分に果たすことが重要です。
以下に対応方法の例を示します。

○用具製作にあたっての事前説明

- ・ 用具を製作するにあたって、利用者に対して用具の効果や想定する利用方法など説明するとともに、デメリットや想定外の破損・事故なども併せて説明を行い、事前に利用者の同意を得ておく。また、可能な限り書面で手渡すことが望ましい。

○取扱説明書の作成

- ・ 利用方法、メンテナンスの仕方、事故を回避するための注意・禁止事項などを記載した取扱説明書を作成し、利用する当事者へ説明と同時に手渡すことが望ましい。
- ・ 改良品については、元の製品の製造業者とOTの間で責任が及ぶ範囲を明確にするため、元の製品のものとは別に用具の取扱説明書を作成する事が重要。

○その他、保険へ加入検討

- ・ 万一の賠償責任が発生した場合の対策として、「作業療法士総合保障保険制度」などの保険加入を検討。

9. 問い合わせ窓口

質問や不明な点等がありましたら、生活行為工夫情報のHPトップにある「生活行為工夫情報の問い合わせ」のボタンをクリックし、表示される入力フォームからお願いします。

入力した内容は、県士会の運営メンバーに届きます。

福祉用具相談支援システム

〇〇県作業療法士会：〇〇〇〇

ホーム

掲示板

情報・資料

お知らせ

アンケート

ログアウト

ホーム > 生活行為工夫情報一覧

生活行為工夫情報一覧

- 過去に投稿された生活行為の工夫情報を閲覧することができます。
- 「登録ID」もしくは「表題」をクリックすると該当記事の詳細ページに移行します。
- 絞り込みを行う場合は、「絞り込み検索」ボタンをクリックし、表示される任意の項目をチェックして絞り込みを行ってください。
- 投稿者自身が登録した情報のみ編集・削除することができます。
該当記事をクリックし、詳細画面の「編集」「削除」ボタンより操作を行ってください。

新規登録

投稿規定

サンプルページ

Q&A

生活行為工夫情報の問い合わせ

事例登録マニュアルのダウンロード

絞り込み検索

クリック

(注 意)

- ・HP上部にある「お知らせ」タブ内の「問い合わせ」や、HP下部にある「問い合わせ」は、福祉用具相談支援システムを管理している事務局への連絡用となっていますので、利用しないでください。

ホーム 掲示板 情報・資料 お知らせ アンケート ログアウト

ホーム > 生活行為工夫情報一覧

生活行為工夫情報一覧

- 過去に投稿された生活行為の工夫情報を閲覧することができます。
- 「登録ID」もしくは「表題」をクリックすると該当記事の詳細ページに移動します。
- 絞り込みを行う場合は、「絞り込み検索」ボタンをクリックし、表示される検索条件を選択してください。
- 投稿者自身が登録した情報のみ編集・削除することができます。該当記事をクリックし、詳細画面の「編集」「削除」ボタンより操作をお願いします。

新規登録 投稿規定 サンプルページ 退会手続き 生活行為工夫情報の問い合わせ

事例登録マニュアルのダウンロード

記事ID	表題	投稿日時	投稿者	閲覧数	コメント数
1100	換気扇のボタン操作に困っている方に...	2018-12-14 1...	北海道	15	0
1104	腰痛防止ベルトにループをつけた事で指の動き...	2018-12-13 1...	北海道	2	0
1098	両上肢の振戦が強く、スプーンで食事がすくい...	2018-12-08 0...	北海道	24	0
1096	認知症の影響で時計の読み取りが困難な方に、...	2018-12-06 1...	北海道	2	0

「前」 1 2 3 4 5 ... 8 「次」

HOME 掲示板 情報・資料 お知らせ モラル事業 問い合わせ

日本作業療法士協会 制度対策部 福祉用具対策委員会 All rights reserved.

10. 規約類

規約類については、ホームページ上に掲載しています。(ログイン必要)

(1) 法人著作物に関する規定

https://www.jaot.info/ot_info.php?mode=copy

(2) 福祉用具相談システム利用規約

https://www.jaot.info/ot_info.php?mode=rule

(3) 福祉用具相談システム投稿規定

https://www.jaot.info/ot_tool.php?mode=rule